

公立大学法人評価委員会について

1 評価委員会とは

評価委員会は、公立大学法人を設立する市が法人の業務の実績に関する評価を客観的かつ中立公正に行うために、市長の附属機関として設置する委員会である。（地方独立行政法人法第11条）

2 評価委員会の概要

（1）委員会の組織

委員会は5人以内で組織し、委員は経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

（2）委員の任期

委員の任期は3年間で、再任することができる。

【委員任期：令和7(2025)年7月4日から令和10(2028)年7月3日まで】

3 評価委員会の所掌事務

（1）市長に対する意見

- ・市長が中期目標（大学の6年間の教育・研究、業務運営や財務に関する目標）を作成する際の意見
- ・法人が作成した中期計画を市長が認可する際の意見 など

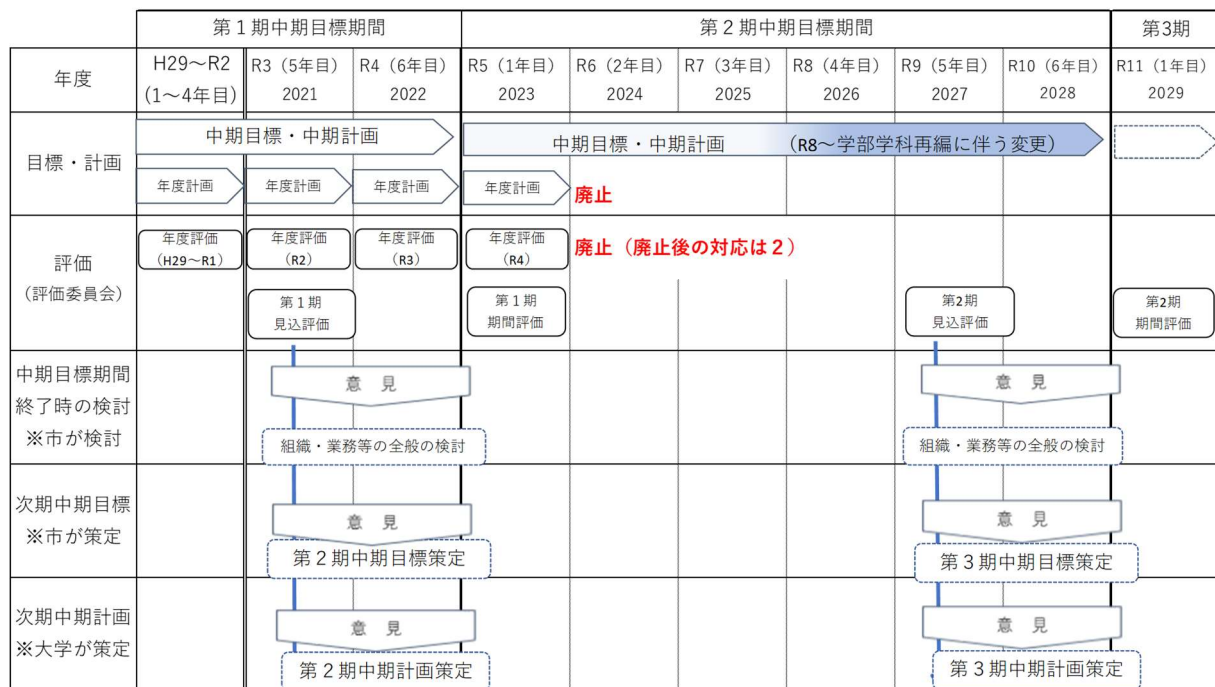
（2）業務の実績に関する評価

- ・各年度の大学自己点検評価に関する助言、意見
- ・中期目標期間における業務の実績に関する評価
- ・法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善勧告
- ・法人に対する評価結果、勧告の市長への報告及び公表 など

4 今後について（主な業務）

- ・年度ごとに大学が実施する自己点検評価に対して助言、意見（2025年度～2027年度）
- ・新学部・大学院設置における第2期中期目標の変更に伴う意見（2025年度）
- ・第2期中期目標及び第2期中期計画における業務実績見込評価（2027年度）

1 中期目標期間と評価、目標、計画策定のサイクル（地方独立行政法人法）



2 年度計画、年度評価廃止後の年間スケジュール

改正前		6月	7月			8月		9月
	大学	・業務実績報告書提出		必要に応じて資料等提供			業務実績評価書	
		・ヒアリング出席					・受領	
	市	・報告受領					業務実績評価書	
		評価委員会事務局業務					・議会報告、公表	
	評価委員会	・第1回委員会 大学ヒアリング		委員ごと項目評価 (134項目)	・第2回委員会 委員評価集約	・第3回・第4回委員会 評価書審議・確定、市報告、大学通知		

改正後		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	大学	・自己点検・自己評価実施				・評価委員会へ報告		
		・自己点検・評価、理事会承認				・評価委員会助言等反映（計画、予算等）		
	市	数値指標実績等、必要に応じて随時進捗状況等把握					自己点検・自己評価報告書	
							・議会委員会報告	
	評価委員会					・助言・意見交換等		